

第2回
沖縄鉄軌道・計画案策定
プロセス検討委員会資料

【計画検討プロセスの運営のあり方】
(案)

平成27年1月6日

沖縄県

目次

1. 計画検討プロセスの運営方法
2. 各ステップの評価の視点及び評価方法

1. 計画検討プロセスの運営方法

- 1 検討ステップの開始・終了の判断は計画検討主体である県が行う
- 2 プロセス運営委員会は、各ステップの検討事項が適切に情報共有されたかについて評価を行うとともに、次のステップの検討事項の確認を行う。
- 3 計画検討主体である県は、プロセス運営委員会の助言及び評価を踏まえて、各ステップの開始・終了を判断し、遅滞なく公表する。

2. 各ステップの評価の視点及び評価方法

	評価の視点	具体的内容
1	情報の提供方法は適切であったか (情報提供)	<ul style="list-style-type: none">・各ステップの検討内容に応じた情報提供手法が適切に行われているか評価します。・各ステップの検討の内容、検討過程及び検討結果についての情報が開示されているか評価します。
2	提供した情報が周知されたか (周知)	<ul style="list-style-type: none">・コミュニケーション活動への県民の参加状況、提供した情報の認知度及び理解度を把握し、提供した情報が周知されたか評価します。
3	県民等との対話が適切に図られたか (対話)	<ul style="list-style-type: none">・説明会等を通して、県民等との対話が図られたか評価します。
4	幅広く意見を収集し、それらへの対応を示しているか。 (対応)	<ul style="list-style-type: none">・寄せられた意見及び県民等との対話により多様な意見を把握できたか評価します。・あわせて、寄せられた意見について「対応が示されているか」について評価します。